

## 2. 九州北部税理士共済会

### (1) 目的

会員の経済的地位の向上と福祉並びに親睦を図ることを目的としています。

### (2) 会員

正会員及び準会員で構成されています。

1. 正会員 九州北部税理士会の会員

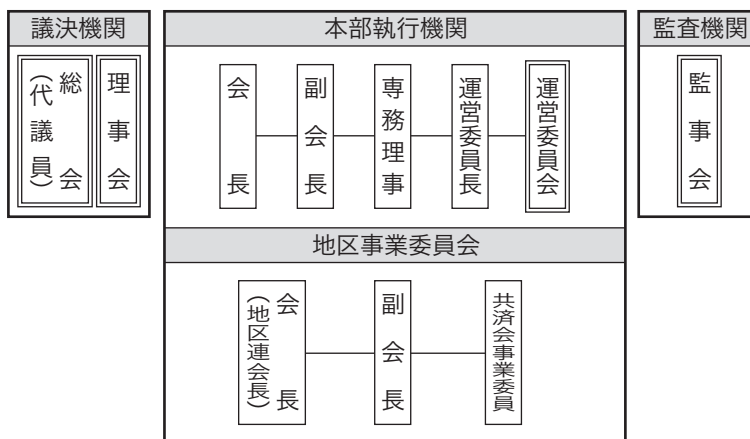
2. 準会員 ①正会員の従業員

②正会員の関与する法人及びその役員並びに個人事業主

### (3) 事業

大同生命保険株式会社との提携による「総合事業保障制度」の推進を図り、その事務受託収入を原資にして、会員に対する福利厚生事業、教育及び情報の提供に関する事業を行うなど、会員の経済的地位の向上と福利厚生などのため、活発な事業活動を行っています。

### (4) 組織図



## 入会申込書

当会は、取得する個人情報をもとに会員資格の管理、ならびに当会が実施する各種事業およびサービスの提供に利用します。

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。（個人情報の取扱いについて同意します。）

○法人の場合 法人名・代表者名  ○個人事業所の場合 屋号・個人事業主名  ○個人の場合 個人名	(フリガナ)	印
	〒	
住 所	TEL ( )	—
	関与税理士名	税理士登録番号

区分 【 】 税理士	【 】 法人
【 】 税理士事務所の従業員	【 】 個人事業主
	【 】 法人の役員

※正会員（税理士）の場合、入会申込書の提出は不要です。

## ※九州北部税理士共済会会則（抜粋）

- 第1条 本会は、九州北部税理士共済会という。
- 第2条 本会は、会員の経済的地位の向上と福利厚生並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は、正会員及び準会員をもって構成し、会員となることができる者は、それぞれ次の者とする。
- (1) 正会員 九州北部税理士会の会員
- (2) 準会員 ①正会員の従業員  
②正会員の関与する法人及びその役員並びに個人事業主
- 2 準会員は本会の行う事業の利用についてのみ権利を有する。
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の業務上必要な教育及び情報の提供に関する事業
- (3) その他前各号に関連して必要と認められる事業

平成 年 月 日

事務局確認

印